



米国税務 QI/FATCA 関連情報

FATCA: 報告期限再延長と電子的報告の免除申請

アメリカ

2015年6月1日

2015年5月27日、内国歳入庁 (Internal Revenue Services: 以下「IRS」) は外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) における FATCA 報告に関する重要な通知を2点公表した。1点目は報告期限の90日間の再延長である。2点目は電子的報告の免除申請、すなわち、紙ベースでの FATCA 報告を実施するための申請である。

1. FATCA 報告期限再延長の公表

FATCA 報告期限は原則として報告対象年度の翌年3月31日であるが、初回 FATCA 報告に限っては、90日間の自動延長が適用され、報告期限は2015年6月29日であった。しかし、今回、新たに90日間の再延長措置が公表された。

再延長を申請するためには、IRS のウェブサイトに掲載されている以下の様式を郵送で IRS へ提出する必要がある。当該様式の記載は署名を除いてすべて手書きではなく、タイプでなければならない。また、提出期限は2015年6月29日である。

申請書「[Request for Additional Extension of Time to File Form 8966 for Tax Year 2014](#)」(IRS ウェブサイト(英語))

当該様式を提出することにより、自動的に90日間の再延長が適用され、新しい報告期限は2015年9月27日となる。また、自動延長であるため、再延長申請に対する IRS からの返答が来ることはない。

ただし、再延長は不同意口座には適用されないこと、また、自国の準拠法に基づく報告期限に従うモデル1 協定参加国の外国金融機関は再延長はできないことに留意されたい。

2. 電子的報告の免除申請

FATCA 報告の方法は、様式 8966 の指示書に記載のとおり、原則として電子的報告が必須とされ、紙ベースで FATCA 報告を行うための電子的報告免除申請の方法は今後のガイダンスで公表されるとされていたが、IRS から当該免除申請の方法が公表された。

免除申請を行うためには、IRS のウェブサイトに掲載されている以下の様式を郵送で IRS へ提出する必要がある。当該様式の記載は署名を除いてすべて手書きではなく、タイプでなければならない。また、記載項目の1つとして、電子的報告ができない理由を以下の3つから選択する必要がある。(1) Undue Hardship (過度の負担)、(2) Chapter 7 bankruptcy (チャプター7で規定される倒産)、(3) Catastrophic event (大惨事)。

申請書「[Request for Waiver From Filing Form 8966 Electronically for Tax Year 2014](#)」(IRS ウェブサイト(英語))

当該様式を提出することにより、電子的報告ではなく、紙ベースでの郵送による FATCA 報告を行うための申請が可能になる。ただし、免除申請が実際に認められるかは IRS の判断となり、通常想定されるような技術的な理由 (XML ファイルが作成できない、電子ファイルの暗号化の方法がわからない等) は理由として認められない可能性があると思われる。

免除申請を提出後、IRS から45日以内に返答がない場合には免除申請が許可されたことになる。また、提出期限は2015年8月13日であるが、免除申請を提出しても FATCA 報告の期限は延長されないため、免除申請を行う場合には、1.で記載の90日間の再延長も同時に申請する方が良いだろう。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko.enomoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。